



國朝意年鑑

五

73  
698  
5

73  
698  
5









台徳院殿と源秀忠 又猷院殿と

源忠直 叡有院殿と源忠直

常憲院殿と源忠直河内守字邦右

文と用ひらき其大寸るこす潤すす九か

皆く右へ字は忠恕の字と記されきり

しうと記ししうと記し

其内 台徳院殿と源忠直の字法用ひ

らしきしうと記ししうと記し

用ひらきしうと記ししうと記し

しうと記ししうと記ししうと記し

用ひらきしうと記ししうと記し

しうと記ししうと記ししうと記し

しうと記ししうと記ししうと記し

しうと記ししうと記ししうと記し

しうと記ししうと記ししうと記し

しうと記ししうと記ししうと記し

しうと記ししうと記ししうと記し

しうと記ししうと記ししうと記し

しうと記ししうと記ししうと記し

しうと記ししうと記ししうと記し



也又沙性の下は二文字は沈せし事其別  
よわりて私字かとはむかひて成りて様と  
字と沈せしこと如くまうたを祖家成り  
御字いうらると申し沈とまて尋同し  
只御字よりいふは字と申ひらめく事  
是あう二文字いうらると申す事と申す  
うと申す事と申す事と申す事と申す事  
和成いふ事と申す事と申す事と申す事  
解し沈曹成はと申す事と申す事と申す事  
と申す事と申す事と申す事と申す事

之道と申す事と申す事と申す事と申す事  
初て申す事と申す事と申す事と申す事  
つと書ゆと申す事と申す事と申す事と申す事  
花遣はゆと申す事と申す事と申す事と申す事  
のこり申す事と申す事と申す事と申す事  
と申す事と申す事と申す事と申す事と申す事  
大明朝解ゆ書ゆと申す事と申す事と申す事  
と申す事と申す事と申す事と申す事と申す事  
かと申す事と申す事と申す事と申す事と申す事  
と申す事と申す事と申す事と申す事と申す事



羽解はしり限はす女南を泥還る居占城ら  
と初て西南洋の由は海書とるるれは余  
西由へ書秘は年少と云ふと云ふ事と  
又年くは流しとるは日ト解あまは  
事の由ははみは廣くと四用ひに己有り  
事事といふかたは二つ

本照宮御湯の文は二波一部由於あ大と  
清涼寺の文はわつと由るは毎は四波  
は書と作より活子板とてしつ  
是文とて海の家康 忠恕と云ふ字あり

字非古文よとわす其大才二寸八分者  
字の上は一字なりぬち通す

台徳院殿御寶の文といふ古考ふよ上の  
はよ源は字へ編傳と引くはてはれ  
とととPしきう未祥なりす

是別海外へもよ用ひら通し市とん  
きりまう海よ 本照宮へ御寶の文  
よ源忠恕の二字ありて寸二寸四寸九  
分此うと圖しはつらぬらぬらぬは  
台徳院殿の御寶と云ふは長をのうつ



とわく一有人之北院の義は有世居録高何  
と書此本とよも通る人より必りなま  
本方なることす又よくしよくはよ源の  
字より偏と傍とと引きけて記し本共  
即よなる秀此字はよ忠の字とよ  
して字辨又本よわくす大の方す  
是ともあしよる本よと皆人共す是  
朝鮮玉玉代は為政以徳の字と用ひ  
しよくともらぬら通す寛永七年入秋  
彼國玉玉子治より書よは徳人字玉

此字と用ひしよく其本は皆くも政以徳  
の字と用ひしよくとも或は漢篆式と  
是篆式を辨又小同くかきよるとの  
めつ 台徳院殿印寶は亦其本  
よくしよく字と用ひしよく一有  
とや本とよむらうくぬら通ひた  
宗入の割なりとも即國よもよ  
之の法寶よ其僧とよしよる本  
よ其らよせしよく津入しよす  
宗は法印よ其本は法印の例よ







土人又の友下私下なれしわす  
況や我國の佐實祖代くは事平はと  
く毎夜よ是と改り造くしんはをく  
ハ事代々の例よとおねくかすをく  
卯也よあわくし何と云てうま信とはを  
ゆきまをさつ

平信よりと事平ハ事代也て信とを  
入さうめしこもくしと改以地事平と  
てハ朝解也也と信とくまの  
若事平書のもあはる毎事平と改

ふよあわくし何と云て事人ハ事平なりと云  
事と信とくま若事平とすまをく  
と用あはるし何のぬかおまをき  
するてい等の後よりて新事平人をも  
て改也の沙實と清造くま事平と  
又事平の實は字と用ふるも事平又高漢  
よ又合浦は海裡事平帝と改くし中朝  
國王の實は教して沈とくまをく  
通しよりてなりけ卯對馬事平も事平  
子れし沙教諭よと改下は實とく







通しは書式改よりえのこくは改りわさ  
るる一と申記日下月日一の書式ハ  
いうてり属書入りては書式の規と用ひ  
入きといはれて其の原一と朝鮮の書  
ハ書式と用ひる事凡之を日下書の書ハ  
御書只二石有数れよわくはし書ハ  
と朝鮮の式と改むべしとて書式よひ  
をくく書式と改りてとひき初は家  
書と書と改むる書式入りて改り  
らるる一と申し申して改むる

書式と書式の書式入りて改りて事  
を改りて誤りてと申し入りて改りて  
と改りて通し我國執政事章其の事  
寛文十二年の事と名に申すと用ひて大  
定しす天和の代とて此の書式は  
書式といひ書式一方一寸六分と申す  
とわりき山家傳長をえ和之五年九月  
日日入り記し我書と執政事章と  
入り此二書といひ書式一寸五分自今  
以後とて改り但我書執政の書は事



と正徳元年より改らるるは是より後と  
系初代は後代のこと故に入る評議政府  
家士の執政よとと注来せん其年八月と  
ありて礼曹より書あつたは入る評議政府  
事と信りらるは但徳事より就て改修は  
よふとよき為よふ多評議政府の暗討  
馬よあよ強らるるは書あつたはよ  
上帝の君はあつたはよと用ひらるるは  
暗徳事とよふはよとよふはよと  
改修評議政府のよとよふはよとよふはよ

評議政府と記され押字と用ひらるるは  
章と用ひらるるはよとよふはよと  
とよふはよと評議政府の上はよとよふはよ

禁中并公家中諸法度

一 天子諸藝能之事第一御學問也  
不學則不明古道而能政致太平  
者未之者也 貞觀政要明文也 寬  
平遺誠雖不窮經史可誦習群書  
治要云々和歌自光未絶雖爲綺  
語我國習俗也不可棄置云々所



載禁秘披御習學專要候事

一三公之下親王其故者右大臣不比等箸舍人親王之上殊舍人親王仲野親王贈大政大臣穗積親王准右大臣是皆一品親王以後被贈大臣時者三公之下可爲勿論歟親王之次前官之大臣三公在宦之內者爲親王之上辭表之後者可次座其次諸親王但儲君各別前々宦大臣闕白職再任之

時者攝家之內可爲位次事

一清花之大臣辭表之後位可爲諸

親王之次座事

一雖爲攝家無其器用不可被任三

公攝闕况其外乎

器用之御仁躰雖被及老年三公

攝闕不可有辭表但雖有辭表可

有再任事

一養子者連綿但可被用同姓女緣



其家督相續古今一切無之事  
一 武家之官位者可為公家當官之  
外事

一 改元漢年號之內以吉例可相定  
但重而於習禮相襲者可為本朝  
先規之作法事

一 天子禮服大袖裳御紋十二象諸臣禮服  
一 各別御袍麴塵青色帛生氣御袍或  
引直衣御小直衣等之事

一 仙洞御袍赤色椽或耳御衣大臣  
袍椽異文小直衣親王袍椽小直  
衣公卿着禁色親袍雖殿上人大  
臣禁色至極着麴塵袍是申下  
御服之儀也時雖下着之袍色  
四位已上椽五位緋地下赤衣六  
位深綠七位淺綠八位深縹初位  
縹袍之紋轡唐單輪無家令以舊  
例着用之任槐以後異文也直衣



公卿禁色。直衣始。或并領家。任先規着用之。殿上人直衣羽。林家之外不着之。雖殿上人大臣。息又孫聽着禁色。直衣布衣。直垂。隨取着用也。小袖公卿衣冠之時。有綾殿上人不着。綾練貫羽。林家世六歲。迄着之。此外不着之。紅梅十六歲。三月迄。諸家着之。此外平絹也。冠十滿六透額。惟子公卿從。端午殿

上人從。四月酉。加茂祭。着用普通事。

一 諸家昇進之次第。其家々守舊例。可申上。但學問有識。哥道令勤學。其外於積奉公。勞者雖為超越。可被成御推任。御推叙下道。真備。雖從八位下。依有才智。譽右大臣。并任充規模也。螢雪之功。不棄拍事。一 關白傳奏。矣奉行職事等。申渡儀。



一 堂上地下輩於相背者可為流罪事

一 罪輕重可被守各例律事

一 攝家門跡者可為親王門跡之次座攝家三公之時雖為親王之上前官大臣者次座相定上者可准之但皇子連枝之外門跡親王宣下有門敷也門跡之室之位者可依其仁躰考先規法中之親王

希在之儀也近代及繁多無其謂攝家門跡親王門跡之外門跡者可為准門事

一 僧正大正權門跡院家可守先例至平

民者器用卓拔之仁希有雖任之可為准僧正也但國王大臣師範者別各也

一 門跡者僧都大正法印任叙之事院家者僧都大正律師法印法眼任先



例任叙勿論但平人者寺推舉之  
上猶以相撰器用可申沙汰事  
紫衣之寺住持職先規希有亂腐  
次且汚官寺甚不可然於白後者  
撰其器用戒臘相積有智者門者  
入院之儀可有申沙汰事  
一上人号之事碩學之輩者為木寺  
撰正推之差別於申上者可被成  
勅許但其仁躰佛法修行及二十

箇年者可為正年序未滿者可權  
猥競望之儀於有之者可被行流  
罪事

右可被相守此旨也

慶長二十乙卯年七月日

此十七箇條 家康秀忠昭實先  
判之趣也萬治四年正月十五日  
內裏炎上之節就令燒失今度以  
副本如舊文字調之為後鑑加判



形者也

寛文四甲辰年六月三日

朝鮮風俗之事

宗對馬島慶文子  
兩度承承事

朝鮮と中古新羅百濟を兼る一國といふ  
是居中山新羅土わく後梁貞明四年  
戊寅よあつと王建と申人恭對王ら二爵と

中王より下ゆてはた如恭對王事と  
暴虐成くゆて上下はよくとみ果山ゆへ  
法大將若名と逐退けゆて王建と玉  
王よととまう新羅百濟を兼ると一統  
して玉璽と名を申すは玉璽の  
山よ水璽と申す申すは山右の璽の  
八十年と歷て漢土わく明へは漢二十  
六年壬申の年よあつと兼る人恭對王  
と申す王より代より玉璽の事よ重  
天人平人らよよ新羅百濟を兼る成地















後と李成德の威勢いよく治くあり  
 英水渡と國主ととる名中少くも内憲  
 く李成德よりひひの泰水渡と上流  
 に幸なりと治く將孫長久津英水渡と  
 原列とより移し李成德と國主とと  
 て是より朝鮮の代と成りし  
 李成德よ中の人よりひひの治く  
 著きと記あり文書の流とされ  
 人よて治く皇女殿百人よ胸とて上流  
 常よよれととく皇女殿百人よ胸とて上流の

中華より傳つて日下は皇女殿  
 儀祀とと波よれと此邦人氏の部  
 小成りたる皇女殿と英水渡と英幸福の代  
 小成りしてと傳つて皇女殿とと  
 下は海儀波北よ入るは遠境とれ  
 皇女殿と日下よて日下は皇女殿の  
 皇女殿とと波よれと此邦人氏を式とと  
 皇女殿とと海儀波北よ入るは遠境とれ  
 川より後方より治く皇女殿とと  
 皇女殿とと人と皇女殿とと皇女殿とと



ハ朴居士と名ハ大將と軍兵百八十人  
出くそ又波を引海俄と御ひの事  
此國へ書籍よ由也の中心く  
よて流りてハ花とさくはく  
の之將領主捕韓節彦朴は桂都比五  
人之貴人といふ名と多くハ討死い  
まふ所よ事成地をくとも天山既海列  
の我界一府の既主を居り既成列は  
一及びて勝利とゆすといふ事なり  
海俄と多く其よも教ふれ其外よも  
武功お

かく者くわく玉月と名の二つと  
後く一つよは武男子後く以上よ  
日くよ其後張と天賞唐省の人よ  
高素立ひく辛福辛品と王氏血脈よ  
らす是也胡解此代とゆきると  
波をいへは月武王の時美子と  
らくそそ子孫十代お後山由く  
の池化自然と玉中よよひ養  
の風信若り今よ語りさくは  
は胡人漢土の天子と名付とる  
已え



胡の時分胡人漢土入り天子と交り時宗  
母にえ胡人随ひ出づる恭愍王十七年九  
月明胡人軍を燕に攻め破つてえ胡  
の天子汝漢のよとと並に胡を平に月  
明入り太祖皇帝より天下を統一統れ名と破  
す福らと以後より速胡後成わら  
別類と括く括く法成り年号と用ひき  
るしよよのれい李成述の羅子けり  
胡群と名く以後ハ明胡と名付る礼  
義と括けり

李成述の羅と名く以後は  
太祖皇帝と記朝鮮と記す北  
元と改定す  
北元明胡の太祖  
より名付る  
胡群より漢土へ使者と名く  
使白鷹と名く一年より二年  
まで毎年定す  
はては白鷹の使者と名く  
平定の使者白鷹は使者と  
名付るしよよのれい  
を改すれはと後と清は使者











少時〜P奉よゆゆたき高波成むら平  
日〜くく武徳と立ち我國ハ亂世少  
續玉因〜法將法成〜功成れ成  
よ成君ゆふ〜下立ちよ政成よ及ゆ〜一早  
吾人の境よ入ふ〜成ゆよ及ゆ〜  
又〜教場ゆある〜Pゆゆと波を  
死傷のゆ凡多く成陣の成よは日〜人  
とよ〜部成改〜るとおも〜物成  
体〜朝敵〜と〜性成〜と〜法とゆゆ  
と法〜敵〜と〜日〜と〜及ゆゆ

〜と持よ〜法〜と〜日〜人〜部  
〜とあり〜同成〜王代〜時新〜  
毎夜日〜と攻て我玉成〜部成よ成ゆ  
古記日〜と記源よ者〜ゆゆと編よ  
性成〜と法とゆゆ〜とゆゆ  
つ〜と〜と〜と〜と〜と  
さ〜と〜と〜と〜と〜と  
よゆゆ〜日〜と武成長〜とゆゆ  
ゆて〜と悔成〜とゆゆ成〜と  
〜とゆゆ〜とゆゆ















周人のうゝ。みとま名二十三年と記して二十一年  
毎に注し、すき返とある家、及、高、孫、王  
其返と注し、附、收、女、王、代、と注し、附、小、如、明  
らす中、女、の、天子、は、と、其、女、を、し、て、女、封、せ  
ら、る、例、始、ま、り、と、是、より、き、後、女、の、例、と  
巴、志、孫、王、也、逢、弟、う、始、ま、り、と、注、し、附、弟、也、り  
小、南、小、如、と、討、亡、し、て、其、國、と、あ、ら、せ、ら、る、り  
是、より、流、疎、と、申、小、と、こ、こ、京、表、出、大、明、也  
み、代、美、也、の、家、此、年、号、と、ま、り、し、る、後  
是、國、院、室、也、の、故、云、方、と、し、小、山、義、也、の、附、こ

け、女、より、始、て、通、せ、し、と、け、し、後、は、也、也  
是、より、し、て、二十一年、二十二年、中、女、は、進、貢、と、記、し、  
例、より、始、ま、り  
・ へ、う、と、け、例、の、と、し、と、し、り、  
王、思、達、と、云、代、の、孫、王、水、代、は、あり、て、日、傳、  
國、に、此  
其、名、台、り、四、年、は、附、高、孫、陣、志、と、し、り、り  
其、中、は、小、如、女、孔、子、王、水、代、は、附、高、孫、と、し、り、  
子、王、寧、平、代、と、注、し、高、孫、二十一年、二十二年、と、注、し、り、  
是、より、て、封、ら、る、と、し、



美暦と大明十之王神宗の年号共  
二十一年と下朔。後陽成院を  
八年 神祖心夷大將軍に任せ  
一二年あり

と改述り奏る。曰琉球の諸王は倭の爲  
よらちかか。一日下の入千あり利神と  
き。とみて。市に出入り。ま。程なく  
同二十七年王寧。唐列の爲。と。述り  
同十年王寧。使。と。改。述。り  
と。又。曰。下。の。市。と。通。せん。事。と。ら。ま。る。と。

美暦二十七年と下朔。長十に年一  
は年。日。海。津。波。を。と。り。出。り。し。事  
つて。ま。よ。ら。む。事。一。年。め。て。是。と  
述。す。ま。長。十。七。年。下。朔。の。爲。よ。り。市。は。と  
と。の。福。建。へ。開。つ。よ。せ。し。と。あり。也  
右。天。明。法。を。よ。り。し。事。は。是。より。後。述。り  
と。記。せ。し。と。の。事。考。け。し。か。の。事。下。朔。の。去  
よ。り。し。事。は。古。の。事。祥。なり。と。み。た。氏  
文。徳。天皇。に。壽。之。年。治。の。象。跡。智。院。廟。を。云  
は。述。く。と。記。す。事。は。琉。球。よ。り。



トとソあ事元亨教書よ申へきり是中  
朔よして彼書の名をいへ始書に後すの  
事申めても山と云方義政のころ廢地  
二年七月疏張の便事なり

是別彼書めて山南山天をい中山王  
と違の付りり云方り書と揚ら得て  
礼よ言へらまはし書と版石字と用ひ  
てついでさうおれぬいと記されり

是より後いおれぬいと記されり  
めて高ぬるとさうりた合書台り代とあり

て使まじりて天下の事云う事と實  
と後より朔解へ事記つて大岡とて  
大岡使とさうせいと無水の付りり  
御あまは初鴻津たぬと付して後よとの  
屋よいりりぬはぬきりあり右に朔解記  
よ申へり事いせよと彼書と流西八事為朝  
の末葉りりこれは今と書およむ物た違  
証と多しとありよ山夜のひかり彼書よハ  
我書の版石字と用ひいと申へ又その人た  
我書は後書と能と教者にとりかす



流凍り人の初歌いらすと也さう  
うらめふと世なり

山川此名と人此名と多し我世の初なるも  
多し神は我世の初と我世の由く遠く  
らと世よ世くうらめと我世の始祖我世の  
人きうし事一之に但し為初は後有るに  
うらめさすて我世の事多し祥なり  
御宮御佛殿沙汰浦并所々  
沙達之寺社経額筆名

- 一 紅葉山御宮 後水尾院沙震筆
- 一 上野御宮 右御同筆
- 一 同中堂 靈光院御震筆
- 一 同仁五門 大明院四門跡
- 一 同廻廊 後水尾院
- 一 大猷院殿御佛殿 右御同筆
- 一 大猷院殿御佛殿 池洞
- 一 文殊樓 大明院沙門跡
- 一 護持院小玉沙社 妙法院亮如親王
- 一 護摩堂 大明院四門跡



一切經書

道風

一 護持院沙尼所

王壽

一 香堂

細台

一 入德門

極台法門

一 佛殿

世尊殿

天倫和尚

一 本如寺

昭曰院

長濟和尚

一 客殿

通法良師

以上

即高家即代沙院辨出所

安國院殿

家康公

無量壽經

若國利民之文也

天下和順日月清明風雨以時貨屬  
不越國民安兵戈無用崇德與仁  
務修禮讓

台德院殿

秀忠公

書經五十五頁書禹貢篇曰祗台德

之光不距朕行

高宗說命二十四曰命之曰朝夕納

誨次輔

台德矣



禹貢晉書天之志曰天有三台德三公

大猷院殿

家光公

書經下百二十二周書君陳篇曰爾克

敬典在德時乃罔不變兌外大猷

惟弔一人詹受多福其爾之休終

有辭于永世矣

毛詩巧言篇曰稷大猷聖人莫之

嚴有院殿

家綱公

書經上十二虞書皋陶謨篇曰宣三德成事後不有官有僚仰々百工惟時撫于五辰無繡其疑矣

常憲院殿

綱吉公

書經二十八 夏書 征篇曰先王克

謹天戒臣人克有常憲百官備輔

厥惟明々矣

文昭院殿

家宣公



資忠履信武烈文照毛詩魯頌洋  
水之篇曰克文克武照假烈祖

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*



